

発議案第 9 号

北上市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

地方自治法第112条の規定に基づき、北上市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出するものとする。

令和 7 年 3 月 21 日 提出

提出者 北上市議会議員 阿 部 眞希男

賛成者 北上市議会議員 原 利 光

同 藤 原 常 雄

同 三 宅 靖

同 安 徳 壽美子

同 星 敦 子

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、引用している条項を改めるほか、所要の改正をしようとするものである。

北上市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

北上市議会個人情報保護条例（令和４年北上市条例第42号）の一部を次のように改正する。

| 改正前                                                                                                                |           |                                           | 改正後                                                                                                  |           |                                           |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-------------------------------------------|
| (定義)                                                                                                               |           |                                           | (定義)                                                                                                 |           |                                           |
| 第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。                                                                        |           |                                           | 第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。                                                          |           |                                           |
| (１)～(９) 〔略〕                                                                                                        |           |                                           | (１)～(９) 〔略〕                                                                                          |           |                                           |
| (10) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。） <u>第２条第８項</u> に規定する特定個人情報をいう。               |           |                                           | (10) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。） <u>第２条第９項</u> に規定する特定個人情報をいう。 |           |                                           |
| (11)～(13) 〔略〕                                                                                                      |           |                                           | (11)～(13) 〔略〕                                                                                        |           |                                           |
| (利用及び提供の制限)                                                                                                        |           |                                           | (利用及び提供の制限)                                                                                          |           |                                           |
| 第12条 〔略〕                                                                                                           |           |                                           | 第12条 〔略〕                                                                                             |           |                                           |
| ２～４ 〔略〕                                                                                                            |           |                                           | ２～４ 〔略〕                                                                                              |           |                                           |
| ５ 保有特定個人情報に関しては、第２項第２号から第４号まで <u>及び第29条</u> の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。 |           |                                           | ５ 保有特定個人情報に関しては、第２項第２号から第４号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。  |           |                                           |
| 〔略〕                                                                                                                |           |                                           | 〔略〕                                                                                                  |           |                                           |
| 第38条第                                                                                                              | 又は第12条第１項 | 第12条第５項の規定により読み替えて適用する同条第１項及び第２項（第１号に係る部分 | 第38条第                                                                                                | 又は第12条第１項 | 第12条第５項の規定により読み替えて適用する同条第１項及び第２項（第１号に係る部分 |

|                                                                                                                                 |                          |                                                                                                                                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 項<br>第 1 号                                                                                                                    | 及び第 2 項の規定に違反して利用されているとき | に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき |
| [略]                                                                                                                             |                          |                                                                                                                                   |
| (個人情報ファイル簿の作成及び公表)                                                                                                              |                          |                                                                                                                                   |
| 第17条 [略]                                                                                                                        |                          |                                                                                                                                   |
| 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。                                                                                              |                          |                                                                                                                                   |
| (1) 次に掲げる個人情報ファイル                                                                                                               |                          |                                                                                                                                   |
| ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。） |                          |                                                                                                                                   |
| イ～キ [略]                                                                                                                         |                          |                                                                                                                                   |
| (2)・(3) [略]                                                                                                                     |                          |                                                                                                                                   |
| 3 [略]                                                                                                                           |                          |                                                                                                                                   |
| (開示請求権)                                                                                                                         |                          |                                                                                                                                   |

|                                                                                                                                     |                          |                                                                                                                                    |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 項<br>第 1 号                                                                                                                        | 及び第 2 項の規定に違反して利用されているとき | に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき |
| [略]                                                                                                                                 |                          |                                                                                                                                    |
| (個人情報ファイル簿の作成及び公表)                                                                                                                  |                          |                                                                                                                                    |
| 第17条 [略]                                                                                                                            |                          |                                                                                                                                    |
| 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。                                                                                                  |                          |                                                                                                                                    |
| (1) 次に掲げる個人情報ファイル                                                                                                                   |                          |                                                                                                                                    |
| ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。） |                          |                                                                                                                                    |
| イ～キ [略]                                                                                                                             |                          |                                                                                                                                    |
| (2)・(3) [略]                                                                                                                         |                          |                                                                                                                                    |
| 3 [略]                                                                                                                               |                          |                                                                                                                                    |
| (開示請求権)                                                                                                                             |                          |                                                                                                                                    |

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 [略]

(適用除外)

第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 [略]

(適用除外)

第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月21日提出